

人事委員会年報

令和2年度

千葉市人事委員会

目 次

第1章	人事委員会の組織及び運営	2
1	人事委員会の設置	2
2	人事委員会の構成	2
3	人事委員会の開催状況	3
4	事務局	8
	(1)組織	8
	(2)事務分掌	8
	(3)予算の状況	9
第2章	任用関係業務	10
1	採用試験	10
2	採用選考	10
第3章	給与関係業務	13
1	給与に関する報告及び勧告	13
2	条例案に対する意見の申し出	19
3	規則改廃等の協議	19
第4章	公平審査関係業務	20
1	勤務条件に関する措置要求	20
2	不利益処分に関する審査請求	20
3	苦情相談	20
第5章	職員団体関係業務	21
1	職員団体の登録	21
2	管理職員等の範囲	21
第6章	労働基準関係業務	22
第7章	人事委員会規則の制定改廃	24
	事務局職員名簿	25
	前委	26

第1章 人事委員会の組織及び運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができるものとされている。

本市においては、政令指定都市の移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成3年10月1日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく千葉市人事委員会設置条例（平成3年千葉市条例第32号）により、人事委員会が設置された。翌平成4年4月1日、政令指定都市への移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとされており、任期は4年である。

本委員会の委員は非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	酒井正利	H21. 10. 1～H25. 9. 30 H25. 10. 1～H29. 9. 30 H29. 10. 1～R3. 9. 30	弁護士 21. 10. 1 委員長就任
委員 委員長職務代理者	萩原三千雄	H26. 10. 1～H30. 9. 30 H30. 10. 1～R4. 9. 30	(元)千葉市総務局長
委員	斎藤千草	R2. 1. 1～R5. 12. 31	ちばぎんハートフル株式会社 取締役社長

3 人事委員会の開催状況

回数	開催年月日	議 事
第 1 回 (定例会)	R 2 . 4 . 3	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験（上級）の実施について 2 職員採用選考（獣医師等）の実施について 3 職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について 4 職員採用選考（栄養士等）の実施について 5 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について 6 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（獣医師等）の実施について 7 障害者を対象とした職員採用選考の実施について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考（委任）の結果について 2 平成 3 1（2019）年度事業場調査の実施結果について 3 平成 3 1（2019）年度における職員からの苦情相談について 4 千葉県労働組合連絡協議会からの申入れについて
第 2 回 (定例会)	R 2 . 5 . 21	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 千葉県人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部改正について 9 千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づく規則改正の協議について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 職員の採用選考（委任）の実施について 6 平成 3 1 年度職員採用試験に係る採用候補者の採用の結果について 7 解雇予告除外認定について 8 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について
第 3 回 (定例会)	R 2 . 6 . 4	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 職員採用試験（上級）の実施方法の変更について 11 職員採用選考（獣医師等）の実施方法の変更について 12 条例案に対する意見について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 令和 2（2020）年度職員採用試験（上級）・職員採用選考（獣医師等）の申込状況について
第 4 回 (定例会)	R 2 . 7 . 22	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 13 断続的な宿日直勤務の許可について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 公益的法人等へ派遣した職員の処遇の状況等について 11 職員採用試験（上級）に係る第一次試験合格者の決定について 12 職員採用選考（獣医師等）に係る第一次選考合格者の決定について 13 職員採用試験及び採用選考（委任）の実施について 14 職員の採用選考（委任）の結果について 15 令和 2 年職種別民間給与実態調査の実施について 16 地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書について 17 第 1 2 8 回全国人事委員会連合会総会について

回数	開催年月日	議 事
第 5 回 (定例会)	R 2 . 8 . 25	<p>議 案</p> <p>14 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告について</p> <p>15 職員採用試験（上級）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>16 職員採用選考（獣医師等）に係る最終合格者の決定について</p> <p>17 職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施方法の変更について</p> <p>18 職員採用選考（栄養士等）の実施方法の変更について</p> <p>19 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施方法の変更について</p> <p>20 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（獣医師等）の実施方法の変更について</p> <p>21 千葉県消防吏員（回転翼航空機操縦士）採用選考の実施に係る協議について</p> <p>報 告</p> <p>18 令和 2（2020）年度職員採用試験・選考（中級・初級等）、民間企業等職務経験者採用試験・選考及び障害者採用選考の申込状況について</p> <p>19 職員の採用選考（委任）の結果について</p> <p>20 令和 2 年千葉県職員給与等実態調査の結果について</p>
第 6 回 (定例会)	R 2 . 10 . 13	<p>議 案</p> <p>22 職員採用試験（技能員）の実施について</p> <p>23 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（保健師）の実施について</p> <p>24 職員の採用選考及び号給の承認について</p> <p>25 職員の号給の承認について</p> <p>26 一般任期付職員の他の職への任用の承認について</p> <p>報 告</p> <p>21 職員採用試験（中級、初級（消防士を除く）、保育士、民間企業等職務経験者（保育士））に係る第一次試験合格者の決定について</p> <p>22 職員採用選考（栄養士等）に係る第一次選考合格者の決定について</p> <p>23 条件付採用期間の延長について</p> <p>24 職員の採用選考（委任）の結果について</p> <p>25 人事院の給与勧告等の概要について</p> <p>26 令和 2 年職種別民間給与実態調査の結果について</p>

回数	開催年月日	議 事
第 7 回 (定例会)	R 2 . 10 . 22	<p>議 案</p> <p>27 千葉県職員退職手当支給条例の規定に基づく市長が別に定める事項の改正に係る協議について</p> <p>28 令和 2 年職員の給与に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>27 給与勧告等に関する要請書等について</p> <p>28 大都市労連連絡協議会からの申入れについて</p>
第 8 回 (定例会)	R 2 . 11 . 13	<p>議 案</p> <p>29 職員採用試験（初級事務、保育士、民間企業等職務経験者（保育士）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>30 障害者を対象とした職員採用選考に係る合格者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>29 職員採用試験（初級消防士、民間企業等職務経験者（保育士を除く））に係る第一次試験合格者の決定について</p> <p>30 職員採用選考（民間企業等職務経験者）に係る第一次選考合格者の決定について</p> <p>31 条件付採用期間の延長について</p> <p>32 職員の採用選考（委任）の結果について</p> <p>33 給与勧告等に関する要請書について</p> <p>34 令和 2 年職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>協 議</p> <p>1 令和 2 年職員の給与に関する報告について</p>
第 9 回 (定例会)	R 2 . 11 . 19	<p>議 案</p> <p>31 令和 2 年職員の給与に関する報告について</p> <p>32 条例案に対する意見について</p> <p>報 告</p> <p>35 令和 2（2020）年度職員採用試験（技能員）及び民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（保健師）の申込状況について</p>
第 10 回 (定例会)	R 2 . 12 . 3	<p>議 案</p> <p>33 職員採用試験（中級、初級（事務を除く）、民間企業等職務経験者（事務・技術））に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>34 職員採用選考（栄養士等、民間企業等職務経験者）に係る最終合格者の決定について</p> <p>35 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について</p> <p>報 告</p> <p>36 条件付採用期間の延長について</p>

回数	開催年月日	議 事
第 11 回 (定例会)	R 3 . 1 . 28	<p>議 案</p> <p>36 職員採用試験（技能員）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>37 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（保健師）に係る最終合格者の決定について</p> <p>38 職員の号給の承認について</p> <p>報 告</p> <p>37 職員採用試験及び採用選考（委任）の報告について</p> <p>38 令和 2 年政令指定都市の給与勧告の概要について</p>
第 12 回 (定例会)	R 3 . 2 . 9	<p>議 案</p> <p>39 令和 3（2021）年度職員採用試験・選考の日程及び主な受験資格について</p> <p>40 条例案に対する意見について</p> <p>報 告</p> <p>39 千葉県職員採用説明会等の開催について</p> <p>40 条件付採用期間の延長について</p> <p>41 令和 3 年度人事委員会当初予算（案）について</p> <p>42 大都市労連連絡協議会からの申入れについて</p>
第 13 回 (定例会)	R 3 . 3 . 3	<p>議 案</p> <p>41 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>42 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 5 条の運用の一部改正について</p> <p>43 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 1 4 条の運用の一部改正について</p> <p>44 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則別表第 2、別表第 3、別表第 5 及び別表第 6 の運用の一部改正について</p>
第 14 回 (定例会)	R 3 . 3 . 17	<p>議 案</p> <p>45 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について</p> <p>46 千葉県人事委員会議事規則の一部改正について</p> <p>47 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>48 千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づく規則改正の協議について</p> <p>報 告</p> <p>43 千葉県職員採用説明会等の実施状況について</p> <p>44 職員の採用選考（委任）の実施について</p>

回数	開催年月日	議 事
第 1 回 (臨時会)	R 3 . 3 . 25	<p>議 案</p> <p>49 千葉市人事委員会事務局職員の任命について</p> <p>50 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について</p> <p>51 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について</p> <p>52 給料表の適用を異にする異動をした職員の在級年数の取扱いの承認について</p> <p>53 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 4 7 条に基づく別段の取扱いの承認について</p> <p>54 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 1 4 条の運用の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>45 令和 2 年度事業場調査の実施結果について</p>

4 事務局

令和2年4月1日現在の事務局の組織及び事務分掌は次のとおりである。

(1) 組 織



(※)事務局長が事務取扱。

(2) 事務分掌

〈給 与 班〉

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 職員に関する条例の制定又は改廃について、議会への意見の申出に関すること。
- ウ 人事委員会規則、規程等の制定、改廃及び公布に関すること。
- エ 事務局の庶務に関すること。
- オ 事務局職員の任免及び服務に関すること。
- カ 人事記録の管理に関すること。
- キ 人事に関する統計報告に関すること。
- ク 人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件についての調査研究に関すること。
- ケ 人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件についての報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- シ 研修についての調査研究に関すること。
- ス 分限及び懲戒に関すること。
- セ 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- ソ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- タ 職員の苦情の処理に関すること。
- チ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- ツ 再就職者による依頼等の規制違反の監視に関すること。
- テ 職員の職務に係る倫理の保持に関すること。
- ト 管理職員等の範囲に関すること。
- ナ 職員団体の登録に関すること。
- ニ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

〈任 用 班〉

- ア 人事委員会の広報に関すること。
- イ 採用試験及び選考に関すること。

(3) 予算の状況

令和2年度における本人事員委員会の当初予算は、次のとおりである。

科		目	予 算 額 (千円)
		節	
(款)	総 務 費	報 酬	3,974
		給 料	43,130
		職 員 手 当 等	43,813
		共 済 費	16,522
		災 害 補 償 費	1
(項)	人 事 委 員 会 費	報 償 費	37
(目)	人 事 委 員 会 費	旅 費	1,082
		需 用 費	4,974
		役 務 費	1,058
		委 託 料	5,658
		使用料及び賃借料	789
		負担金、補助及び交付金	2,540
		計	

第2章 任用関係業務

職員の任用は、地方公務員法及び職員の任用に関する規則等に基づき運営され、成績主義及び平等取扱いの原則をその基本理念としている。

職員の採用は、原則として競争試験によることとなっているが、職の特殊性及び競争試験によることが不相当と認められる場合等には、選考によることができるとされている。

1 採用試験

令和2(2020)年度の職員採用試験は、上級、中級、初級、民間企業等職務経験者、保育士及び技能員について実施した。実施結果は別表1のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、民間企業等職務経験者の試験区分のうち事務（医療）について、病院事業管理者へ採用試験の事務を処理する権限を委任している。

2 採用選考

選考により採用できる職は、職員の任用に関する規則で定められている。

令和2(2020)年度の職員採用選考（公募）は、行政の選考区分における獣医師、薬剤師、保健師、心理判定員、栄養士、看護師及び歯科衛生士並びに障害者対象（事務（初級）及び学校事務（初級））について実施した。実施結果は別表1のとおりである。採用選考（個別）による実施結果は、別表2のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、職員の任用に関する規則第9条第1号に規定する職のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、心理療法士、歯科衛生士、学校栄養職員を除く栄養士、言語聴覚士、看護師及び准看護師（これらのうち行政職給料表又は医療職給料表（2）の適用を受けるものを除く。）の職並びに医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び助産師の職への採用について、また、同規則第9条第2号に規定する職のうち、診療情報管理士の職への採用については任命権者へ選考を委任している。

任用関係別表

1 令和2(2020)年度職員採用試験・採用選考（公募）の実施状況

試験区分		申込者数 〈人〉	第一次試験		第二次試験		競争倍率 〈倍〉 (A)/(B)	
			受験者数 〈人〉(A)	合格者数 〈人〉	受験者数 〈人〉	合格者数 〈人〉(B)		
上級	事務	行政 A	594	479	203	201	91	5.3
		行政 B	169	124	15	14	9	13.8
		福祉	30	28	26	26	13	2.2
		児童福祉	7	5	5	5	3	1.7
		情報	5	5	5	5	2	2.5
	技術	土木	25	21	20	19	13	1.6
		建築	24	20	18	16	10	2.0
		電気	10	9	8	8	6	1.5
		機械	15	13	9	9	4	3.3
		化学	26	24	15	14	8	3.0
		造園	12	11	11	11	6	1.8
		畜産	24	17	7	7	2	8.5
	農業	6	2	2	2	0	-	
	消防士	行政	275	226	30	30	20	11.3
		建築	0	-	-	-	-	-
		電気	1	1	1	0	-	-
		化学	1	1	1	1	1	1.0
小計		1,224	986	376	368	188	5.2	
中級	学校事務	79	46	15	14	3	15.3	
初級	事務	142	118	41	40	14	8.4	
	学校事務	22	19	13	13	4	4.8	
	消防士	385	340	96	90	33	10.3	
	小計	549	477	150	143	51	9.4	
民間企業等 職務経験者	事務	行政	382	269	39	39	10	26.9
		情報	43	31	8	8	1	31.0
	技術	土木	24	19	13	13	4	4.8
		建築	10	9	7	6	3	3.0
		電気	14	11	8	8	2	5.5
		機械	17	15	11	11	5	3.0
		造園	9	7	7	7	1	7.0
	資格 免許職	保育士	24	22	20	19	5	4.4
		獣医師	3	3	3	3	1	3.0
		薬剤師	12	8	7	7	2	4.0
		保健師	30	24	15	14	4	6.0
		心理判定員	8	6	3	3	2	3.0
小計		576	424	141	138	40	10.6	
資格免許職 (行政)	獣医師	6	6	5	5	3	2.0	
	薬剤師	13	10	9	9	3	3.3	
	保健師	20	18	18	18	10	1.8	
	心理判定員	13	12	12	12	10	1.2	
	保育士	246	224	117	106	57	3.9	
	栄養士	50	36	13	13	5	7.2	
	看護師	9	8	6	6	3	2.7	
	歯科衛生士	29	25	10	10	2	12.5	
小計		386	339	190	179	93	3.6	
技能員(A)		108	76	51	40	14	5.4	
技能員(B)		24	21	11	8	3	7.0	
障害者対象	事務(初級)	79	31	-	-	7	4.4	
	学校事務(初級)	64	25	-	-	1	25.0	
合計		3,089	2,425	934	890	400	6.1	

2 令和2(2020)年度採用選考(個別)の実施状況

区 分	級 区 分	合格者数 (人)
行 政 職	8 級 職	0
	7 級 職	0
	6 級 職	4
	5 級 職	2
	4 級 職	1
	3 級 職	2
	2 級 職	0
合 計		9

※ 任命権者より採用選考請求のあったもののみ記載

第3章 給 与 関 係 業 務

1 給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定するところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し同時に報告をするものとされている。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるかとされている。

そこで、本委員会は、職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った。

これらの結果に基づき、本委員会は、特別給については令和2年10月30日に、月例給については令和2年11月26日に、市議会及び市長に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

令和2年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給の改定なし、ボーナスを引下げ

- ① 民間給与との較差（△0.02%）が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ 0.05月分（4.50月分 → 4.45月分）

1 職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ボーナス等に関する調査を実地によらない方法で先行して実施した。

〔 調査を実施した民間事業所 市内 103 事業所*（調査完了 88 事業所、調査完了率 85.4%）
調査実人員 3,671 人

※ 企業規模 50 人以上、事業所規模 50 人以上の 408 事業所から層化無作為抽出法により抽出

2 職員給与と民間給与の比較

（1）月例給

事務・技術職の本市職員と市内民間従業員の本年4月分給与を比較した結果、職員給与が民間給与を若干上回っていることが認められた。

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差	
		$((A) - (B)) / (B) \times 100$	$((A) - (B))$
397,217円	397,304円	△0.02%	(△87円)

(注) 上記職員（新卒者、保育士等を除く）の平均年齢は40.5歳、平均経験年数は18.2年である。

（2）特別給（ボーナス）

令和元年8月から令和2年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較した結果、民間支給月数が職員支給月数を下回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.46月	4.50月	△0.04月

3 給与改定の内容

（1）期末・勤勉手当

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分の引下げ（4.50月分→4.45月分）

- ・支給月数の引下げ分は、民間の支給状況等を参考に期末手当に配分

(2) 改定の実施時期

- ・令和2年度分：令和2年12月1日
- ・令和3年度以降分：令和3年4月1日

4 その他報告する事項

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

- ・多様で有為な受験者をより多く確保するため、一部の試験区分において、受験年齢の上限の引上げや、試験内容の見直しを行うとともに、オンラインによる就職説明会への参加など、受験者の確保を図った。
- ・今後も、受験者の能力を適正に評価でき、求める人材を確保できるよう試験制度の見直しについて検討を進めていく。

イ 人材の育成

多様化、複雑化する行政課題に対し、的確に対応できる人材を育成するため、職員一人ひとりが自身のキャリアを見据え、その能力を最大限活用できるよう、組織的な取組を継続していく必要

ウ 女性職員の活躍推進

- ・「第2期千葉市女性職員活躍推進プラン」が新たに策定。同プランに定められた取組を着実に実施し、性別や家庭環境等にかかわらず、全ての職員が活躍できる組織づくりが図られることを期待
- ・採用説明会等において、仕事と家庭の両立支援やキャリア形成支援について説明を行うなど、より多くの女性に採用試験を受けてもらえるよう、引き続き取組を進める。

エ 障害者の活躍推進

- ・「千葉市障害者活躍推進プラン」が新たに策定。同プランに定められた取組を着実に実施し、障害の有無に関わらず、全ての職員が互いに尊重し、活躍できる組織が実現されることを期待
- ・障害者の採用にあたっては、職域や職種、採用後に従事することとなる業務内容等を踏まえ、適切な選考を行う必要。採用試験の在り方についても、適切な対応が講じられるよう検討していく。

(2) 千葉市職員の働き方改革

ア 時間外勤務の縮減

- ・ 長時間労働是正のためには、職員の労働時間を適正に把握し、管理することが不可欠。長時間労働が常態化している部署においては、各所属長が先頭に立ってマネジメントを発揮し、業務量の削減に努める必要
- ・ 労働基準監督機関としての権限に基づき、事業場調査を実施。引き続き、必要に応じて指導、助言等を行い、長時間労働の是正に取り組む。

イ 教員の長時間労働の解消

- ・ 教員の多忙化解消は喫緊の課題。学校における働き方改革を進め、教員を取り巻く勤務環境を向上させることは、人材確保の観点からも急務
- ・ 教員の時間外在校等時間が規則で定める上限の範囲内となるよう、「学校における働き方改革プラン」等に基づき、より実効性のある取組を期待

ウ 仕事と家庭の両立支援

男性職員の育児休業取得率が92.3%となるなど、組織として子育てを支援するという雰囲気に着実に醸成。「第4期千葉市職員の子育て支援計画」等に基づき、より柔軟に働くことのできる職場環境の整備を進められたい。

エ 多様で柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症への対応に係る勤務体制の確保のため、テレワーク等が急速に浸透。市民サービスへの影響や適切な公務運営の確保などに配慮しつつ、在宅勤務等に係る一層の環境整備を図り、時間や場所に縛られない柔軟な働き方を推進する取組を加速させていく必要

(3) メンタルヘルス対策

病気休暇取得者及び退職者のうち、メンタルヘルス不調を理由としている職員の割合は増加傾向。

管理監督者においては、職員との積極的なコミュニケーションを心掛け、部下のストレス状況等を把握するとともに、特定の職員にストレスや疲労が蓄積しないよう適切な業務管理を行う必要

(4) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱等が策定されるとともに、懲戒処分の指針にパワー・ハラスメントに関する標準例が追記。ハラスメント防止に関する社会的な機運の高まりをとらえ、研修等を通じて、職員の意識の啓発及び知識の向上を図られたい。

(5) 公務員としての規律の保持

- ・ 依然として職員による不祥事が発生していることは誠に遺憾。不祥事は絶対に起こさせないという強い意識を持って、今後もあらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の向上に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。
- ・ 業務の高度化、細分化等に伴う事務処理ミスや、個人情報漏洩等の事案なども多く発生。内部統制制度を推進し、再発防止に向けた組織的な対策を進める必要

(参考)

(1) 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職	現行額	勧告実施後試算額	増減額	増減率
平均年間給与	635万3千円	633万4千円	△1万9千円	△0.3%

注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く) (4,532人、平均年齢39.7歳、平均経験年数17.3年)

2 「平均年間給与」=平均給与×12+期末・勤勉手当(千円未満四捨五入)

3 平均給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額

<所要額(勧告どおり実施された場合の試算額)>

行政職給料表適用職員(消防職員を除く)	△約8千8百万円
全職員	△約2億1千6百万円

※職員は、再任用、育児休業、派遣職員等を除く。

(2) モデル給与例

職務段階	年齢	改定前年間給与	改定後年間給与	差引
主事	25	3,769,900円	3,758,500円	△11,400円
主任主事	30	4,609,400円	4,594,900円	△14,500円
主査	40	6,463,400円	6,442,400円	△21,000円
課長	50	9,414,100円	9,386,100円	△28,000円
局長	57	11,657,400円	11,623,200円	△34,200円

※「年間給与」=月額(給料、管理職手当及び地域手当の合計額)×12+期末・勤勉手当(百円未満四捨五入)

(3) 最近の給与勧告等の状況

年	勧告の有無	月例給		期末・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
		較差率	較差額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成 22 年	○	△0.15%	△635 円	3.95 月	△0.2 月	△9.3 万円	△1.4%
平成 23 年	○	△0.12%	△497 円	3.95 月	—	△0.8 万円	△0.1%
平成 24 年	—	△0.02%	△66 円	3.95 月	—	—	—
平成 25 年	—	0.02%	86 円	3.95 月	—	—	—
平成 26 年	○	0.39%	1,564 円	4.10 月	0.15 月	8.4 万円	1.3%
平成 27 年	○	0.84%	3,331 円	4.20 月	0.1 月	9.2 万円	1.5%
平成 28 年	○	△1.52%	△6,073 円	4.30 月	0.1 月	△5.9 万円	△0.9%
平成 29 年	○	0.13%	508 円	4.40 月	0.1 月	4.7 万円	0.8%
平成 30 年	○	0.14%	556 円	4.45 月	0.05 月	2.8 万円	0.4%
令和元年	○	0.03%	119 円	4.50 月	0.05 月	2.1 万円	0.3%
令和2年	○	—	—	4.45 月	△0.05 月	△1.9 万円	△0.3%
	—	△0.02%	△87 円	—	—	—	—

※ 平均年間給与は行政職給料表適用職員(消防職員を除く)の給与である。

2 条例案に対する意見の申し出

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

本委員会に、議会から意見を求められた条例案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の意見の申し出を行った。

年月日	条 例 案 名	概 要
令和2年 6月4日	千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	児童福祉司等の処遇改善のため、児童相談所相談等業務手当支給額の引上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、感染症作業手当の特例を設け、対象職員へ手当の支給を図るもの
令和2年 11月19日	千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	本委員会が令和2年10月30日に行った「職員の給与に関する報告及び勧告」に基づき、一般職の職員の期末・勤勉手当を引き下げるほか、会計年度任用職員の期末手当について一般職の常勤職員の改定に準じて引き下げる旨の改定を行う。
令和3年 2月9日	中等教育学校の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例	新たに、稲毛国際中等教育学校を設置することに伴い、中等教育学校の授業料等を定めるほか、所要の改正を行うもの

3 規則改廃等の協議

職員の給与に関する条例等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないこととされている。

本委員会に、市長及び市長職務代理者から協議された規則案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の意見の申し出を行った。

年 月 日	協 議 の 内 容
令和2年5月21日	千葉県会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則
令和3年3月17日	千葉県会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則

第4章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるかとされている。

人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する機関に対して必要な勧告を行わなければならないとされている。

なお、令和3年3月31日現在の係属事案はない。

2 不利益処分に関する審査請求

職員は、分限、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができるかとされている。

人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、職員の受けた不利益な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

なお、令和3年3月31日現在の係属事案はない。

3 苦情相談

職員は、人事委員会に対し、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を行うことができるかとされている。

職員相談員（人事委員会が指名する事務局の職員）は、申出人に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導あっせん等を行うこととされている。

なお、本年度における苦情相談は、15件であった。

第5章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを中立機関としての人事委員会が公証することによって、健全な労使関係の形成を促進しようとするものである。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地	単一体・ 連合体の別	法人格 の有無	登録年月日
千葉県職員労働組合	千葉県中央区千葉港2番1号	単一体	有	昭和42年7月10日
千葉県職員労働組合 学校支部	千葉県中央区千葉港2番1号	単一体	無	昭和63年11月9日
千葉県教職員組合	千葉県美浜区高浜3丁目1番3号	単一体	有	平成4年7月24日
全統一千葉市非常勤 職員組合	東京都台東区上野1丁目12番6号	単一体	無	平成8年3月8日
千葉県保育所等 会計年度任用職員労働組合	千葉県中央区中央4丁目13番10号	単一体	無	平成8年3月8日
全千葉県教職員組合	千葉県船橋市夏見5丁目31番地 25号 船橋教育会館内	単一体	有	平成9年1月30日
千葉県立千葉高等学校 教職員ユニオン	千葉県稲毛区小仲台9丁目46番 1号	単一体	無	平成15年10月22日

2 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。

管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則により定められている。

なお、理事、会計管理者、局付、危機管理監、医監、参事、技監、参与、専門員、総括主幹及び主幹の職を有する者も管理職員等である。

第6章 労働基準関係業務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の適用があるが、地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととなっている。

労働基準監督機関が行使する主な権限には、①解雇予告除外認定（労基法20条）、②非常災害時の時間外休日労働の許可（労基法33条）、③時間外休日労働の協定の届出の受理（労基法36条）、④安全管理者又は衛生管理者の増員又は解任の命令（労安法11、12条）、⑤ボイラー等の検査（労安法38、39、41条）⑥事業場の調査（労基法101条）等がある。本年度は、解雇予告除外認定を1件、非常災害時の時間外休日労働の許可申請書及び届出を21件、時間外休日労働に関する協定届を185件、衛生管理者等選任報告を6件、ボイラー等の検査結果報告書を1件受理し、事業場への実地調査を2事業所実施した。

労働基準法適用の事業区分により人事委員会及び労働基準監督署が職権を行使する事業所は、次のとおりである。

（令和3年3月31日現在）

所管	事業区分	事業所名
人事委員会	第12号	環境保健研究所、農政センター、動物公園、青少年サポートセンター、教育センター、養護教育センター、南部青少年センター、博物館(2)、埋蔵文化財調査センター、図書館(7)、小学校（調理場を除く。）(110)、中学校(55)、高等学校(2)、特別支援学校（調理場を除く。）(3)、消防学校
	官公署の事業 （別表第1に掲げる事業を除く。）	本庁、東京事務所、市税事務所(2)、市税出張所(4)、消費生活センター、在宅医療・介護連携支援センター、障害者相談センター、児童相談所（一時保護班を除く。）、地方卸売市場、土地区画整理事務所(3)、区役所(6)、保健福祉センター（健康課を除く。）(6)、市民センター(12)、教育委員会事務局、消防局、消防署(6)、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局

労働基準監督署	第 1 号	浄化センター(2)、学校給食センター(3)、小学校・特別支援学校調理場、水道局、水道事業事務所
	第 3 号	土木事務所(4)
	第 13 号	動物保護指導センター、保健所、保育所(56)、認定こども園(2)、児童相談所一時保護班、こころの健康センター、保健福祉センター健康課(6)、病院局、病院(2)
	第 14 号	公営事業事務所、公園緑地事務所(5)
	第 15 号	桜木霊園管理事務所、環境事業所(3)、清掃工場(2)、新浜リサイクルセンター、廃棄物埋立管理事務所

第7章 人事委員会規則の制定改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

本年度において、本委員会が制定改廃した規則等は次のとおりである。

公布年月日	名称	番号	概要
令和2年5月21日	千葉市人事委員会委員長及び事務局長専決規程の一部改正	令和2年人委訓令(甲)第1号	会計年度任用職員の条件付採用期間の延長の報告に関すること、法令、条例又は規則の改廃に伴う人事委員会規則及び人事委員会訓令の改正のうち、形式的な規定の整理その他の軽易な事項の改正に関すること及び千葉市職員の給与に関する条例等の規定に基づく規則等の制定、改廃に関する人事委員会への協議のうち、軽易なものの協議に関することを事務局長の専決事項に追加
令和3年3月3日	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和3年人委規則第1号	民間企業等職務経験者の「保健師」職採用に係る規定の整備
令和3年3月17日	千葉市人事委員会議事規則の一部を改正する規則	令和3年人委規則第2号	定例会の開催に係る規定の整備
令和3年3月17日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和3年人委規則第3号	組織改正等に伴う規定の整備
令和3年3月30日	千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	令和3年人委規則第4号	法人の解散に伴う所要の改正
令和3年3月30日	千葉市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	令和3年人委規則第5号	法人の解散に伴う所要の改正